

第九回 参議院水産委員会會議錄第六号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)午後二時三十分開会

本日の會議に付した事件

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(木下辰雄君外六名発議)

○水産物増産対策に関する調査の件(漁区拡張に関する件)

○委員長(木下辰雄君) 只今から委員會を開会いたします。

只今委員會に付託になりました水産業協同組合法の一部を改正する法律案を議題に供します。この法律案は本委員會において十分に審議いたしましたし、更に衆議院の水産委員会とも打合せいたしました結果、議員提出いたしました委員長のほか、青山委員、千田委員、秋山委員、それから櫻内委員、松浦委員、入交委員、以上七名の発議を以て提案いたしました法律であります。この内容は今までの委員會において十分御検討願いましたので、すでに提案者の各位には十分おわかりになったことだらうと思ひます。如何でございましょうか、質疑討論を打ち切りまして、直ちに採決に移ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。それでは本案全部を議題に供しまして、本案に賛成の各位の挙手を願います。

「総員挙手」

○委員長(木下辰雄君) 全員挙手と認

第十部 水産委員会會議錄第六号

昭和二十五年十二月七日【参議院】

めまします。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における委員長の日頭報告の内容は、本院規則第四百四条によりまして、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員會における質疑の要旨、及び表決の結果を報告することとして御承認願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出いたしました報告書につき、多数意見者の署名を附することになつております。本案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

青山 正一 千田 正

秋山 俊一郎 入交 太蔵

松浦 清一 櫻内 義雄

○委員長(木下辰雄君) 次に、諸願並びに陳情を議題に供するはすでござい

ますが、それ以前に秋山君から漁区の問題について発言したいという要求があります。この際許可します。

○秋山俊一郎君 漁区の問題につきま

しては、以西底曳業者が三年、四年に亘りまして、この漁区の拡張乃至は撤廃につきては、心血を注いで今日まで運動を続けて参つたのでござい

るというのを耳にいたしまして、業者はひとしくその明報を非常な期待を以て待ち受けているのでござい

ます。然るところ最近、極めて最近承りま

すところによりますると、この漁区の問題は見込がないといつたやうな情報

が伝わりまして、かなり確実な筋からの情報でございまして、今まで非常に張りつめた気持ちを以て幾多の困難と闘

つて、この漁区緩和を待望いたして

も、一日も速かに拡張なれかしと考

へて参つておつたのであります。業者側

においては非常に、率先して取締船を

増強することに賛意を表されて、みづ

から提供されたといふやうな状態もあ

りまして、私も参りました。実は、

感激に堪えなかつたのであります。そ

してな政府の措置といたしまして、

も、又業界の措置といたしまして、

或いは日本全体の産業を左右して

おります。

○秋山俊一郎君 只今の御答弁により

まして、大体私も承つておる噂

が裏付けられて参つたのであります

が、この問題が業者にとりまして如何

に深刻なものであるかといふことは、

長い間の熱烈な運動によりまして

も、凡そ御想像が付くことと存じま

す。業者は今日以西底曳網業者に限

らず、水産業は非常に苦境に立つて

るのであります。特に以西底曳網の業

者といひましては、たくさん漁船を

減船いたしました。それに伴う困難

も大きなものであります。経営が殆ど

風前の灯と申します。経営が殆ど

行きつとところに行きつてしまつ

て、もう一日も一時間でも早くこの

漁区の問題を待ちこがれておつた矢

先に、かような不幸な情報を得ました

動は、漁業者が今後どういふ方法をと

つて行くであろうかといふことは、凡

そ私もにも想像ができるのでありま

す。私は先般業者の皆さんに、もう

漁区の問題が近きにあるから、是非と

も慎重な態度で暫らく我慢をしても

らうに、若し万一この際になお且つ

違反を出すやうなことがあるならば、

漁区の問題が阻止されることは勿論

のこと、単に漁業者の威信を失墜する

ばかりでなく、日本国民としての諸外

国に対する威信を失墜いたしました

のであります。

家のこのむる損害は漁業の問題どころではない、今後の講和条約その他において非常に大きな不利を招く虞れがあるから、是非とも慎重な態度を持つてもらいたいというところは私はお願いをして参つて来たものであります。事ここに至りまして業者は望みを失つた。今後漁業を經營して行く上の望みを失つた場合に、果して如何なる態度に出るか、これを阻止して行く上には如何にして行くべきかというところは重大な問題だと私は考えます。単に以西底曳とか、漁業のみの問題ではございません。非常に大きな影響を国家にもたらすことが非常に恐ろしいのであります。そこで水産庁當局といたしましては、その關係筋の御意向を確めて後に計画を立てるといふようなことでは到底間に合ふものではないと見ます。

○委員(木下辰雄君) 速記を始めて……。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後三時五十六分散会

出席者は左の通り。

委員 青山 正一君 千田 正君

政府委員 水産庁長官 家坂 孝平君

十二月五日日本委員会に左の事件を付託された

一、九十九里沿岸漁業振興融資に関する請願(第三八四号)

一、千葉県大貫漁港災害防止工事施行に関する請願(第三九〇号)

一、荒廃漁場の復旧に関する請願(第四二六号)

一、まき網漁業許可方針の確立に関する請願(第四二七号)

一、漁業金融の合理化に関する請願(第四二八号)

一、水産資源枯渇防止に関する請願(第四二九号)

一、漁船船員法制定に関する請願(第四三一号)

一、漁業經營費の低減および魚価の維持対策に関する請願(第四三三三号)

第三八四号 昭和二十五年十一月二十八日受理

午後三時五十五分速記開始

午後二時二十六分速記中止

午後三時五十五分速記開始

午後三時五十五分速記開始

いて非常な難点があると思ふのであります。例えば講和条約等と結付けて行けば、この両方の漁場というものは少くとも全面的に進んで行かなければいけないというふうにも考えられるわけでありまして、例えば秋山委員のおつしやつたような漁場は、これは中共なり或いは北鮮、韓国も一部分は占めておりますが、ソヴィエトと、こいうふうな国とはつきり漁業協定なり、或いは漁業条約を結んで行かなければならないというふうにも考えております。又北方の漁場は、少くともこれはソヴィエトが主体的に浮び上るものでありまして、いずれにいたしましてこの講和と漁業条約或いは漁業協定というものは非常に難点に置かれておるのであります。これに対して長官は今後どういうふうな御考へに行か、又これは国家として非常に大きな問題であるには違ひなからうと思ひますけれども、その御心情を一つ御発表願ひたいと思ひます。

○政府委員(家坂孝平君) 只今お尋ねになりました点につきまして、私といたしましては、この日本の漁業から見まして、北洋漁場の重大性並びに東支那海、黄海に互る重要性、これは私漁業に身を投じて以来実に数十年にわたります。私とその点は只今のお話と同じような感じを持つてゐるのであります。実は私も黄海、支那海に漁業をしたこともあります。北洋にも参つたことがあるのであります。特にその感を強うするのであります。それで今後この二つの漁場、これを如何に確保して行くかということにつきましても、私もそうした体験上非常に深く考えるところがあるのであります。

が、大體講和条約を契機といたしまして、或いはそれ以前に隣接諸国と協定を結ぶ場合も予想されます。又講和条約ができた後でなければ漁業協定を結ぶことのできない場合もあると思つてゐるのであります。私は、これはできるだけ早い時期に、講和条約の締結以前に結べるならば結んで参りたい。そういう国家との繋がりも十分検討いたしまして、できるだけ早い時期に漁業協定を結んで漁場の拡張進出を図つて参りたい。かように考えてゐるのであります。併し私想像いたしますに、北洋漁業というものの漁区拡張ということにつきましては、なか／＼そう早急にはできかねるのじやないかと思つてゐるのであります。又黄海或いは東支那海、これはソ連のごとく或いは長い先まで不可能であるとは断じて考へてはおられませんけれども、これとてもなかなか中共或いは韓国方面に關しましては、すぐさま協定ができようとも私は考へておりませんけれども、この点は只今の朝鮮動乱の推移如何によりまして、まだそう先でなくても或いは話合いが付けられるものじやなからうかといふふうに考へてゐるのであります。とにかく私どもといたしましては、できるだけ早い時期に一日も早くこの北洋並びに東支那海、黄海の漁場の進出が有利に自由に行けるように措置を講じて参りたい、かような方針を進みたいと考へてゐるのであります。

○委員(木下辰雄君) 任かに御意見ありませんれば次の問題に移ります。ちよつと速記を止めて……。

九十九里沿岸漁業転換融資に関する請願

請願者 千葉県知事職務代理者  
総務部長 佐藤秀雄

紹介議員 小野 哲君

九十九里浜を中心とする沿岸漁業は、近年同海区域の資源の変動による徹底の不漁と、同沿岸における特殊事情に基く漁場制限により、いまや決定的危機に直面しており、沿岸約二万の水産業者の生活は破たんしひんしている現状であるから、これが打開策として漁業生産の協同化による多角的遠洋漁業に転換したいから、速かに資金融通の途を講ぜられたいとの請願。

第三九〇号 昭和二十五年十一月二十八日受理

千葉県大貫漁港災害防止工事施行に関する請願

請願者 千葉県君津郡大貫町長  
三木仙太郎外三十四名

紹介議員 小野 哲君

千葉県大貫漁港は、房総半島の西海岸中央部富津崎の南側に位置する有数なる漁港基地であつたが、昭和二十三年九月の台風合風によつて大なる被害を受け、港内はもとより港外迄広はうたる砂丘を築き、これが港内に波及して干潮時には一本釣舟さえ出入不可能の状態に加えて最近これがため難破船の数が増加し、由々しい社会問題となる虞があるから、速かに本漁港の災害防止工事を施行せられたいとの請願。

第四二六号 昭和二十五年十一月二十八日受理

荒廃漁場の復旧に関する請願

請願者 東京都港区芝罘平町一

不二屋ビル内 日本旋網漁業協会関東東北地区協議会内秋山卓二郎外五名

紹介議員 青山 正一君

まき網漁業にとつては、海底沈下物のあることは漁網の損耗をきたすばかりでなく、これによつて全然操業不能に陥るから、暴風雨害による漁場の荒廃、沈没船、墜落機体、その他の海底沈下物により操業不能となつている数多くの漁場を速かに復旧せられたいとの請願。

第四二七号 昭和二十五年十一月二十八日受理

まき網漁業許可方針の確立に関する請願

請願者 東京都港区芝罘平町一  
不二屋ビル内 日本旋網漁業協会関東東北地区協議会内秋山卓二郎外五名

紹介議員 青山 正一君

まき網漁業は、その対象とする魚類の変化から、従来の単なる沿岸漁業より漸次沖合漁業に転換を余儀なくされ、これに従つて使用漁船も最近ではほとんど大型機動船によらねばならない現状である。然るにこの許可関係は依然として旧体のまま一律に都道府県知事の管轄下におかれていて、種々の弊害を生じているから、新漁業制度の確立と共に速かにその許可方針の確立を期せられたいとの請願。

第四二八号 昭和二十五年十一月二十八日受理

漁業金融の合理化に関する請願

請願者 東京都港区芝罘平町一  
不二屋ビル内 日本旋網漁業協会関東東北地区協議会内秋山卓二郎外五名

紹介議員 青山 正一君

漁業金融の統一の合理化のために、(一)独立又は特別取扱金融機関の指定、(二)漁業手形の法制化、(三)漁業共済基金制度の法制化、(四)設備資金、運営資金等の融資方法の確立、(五)漁業共済基金の積立等に対する免税等の実現を期せられたいとの請願。

第四二九号 昭和二十五年十一月二十八日受理

水産資源枯渇防止に関する請願

請願者 東京都港区芝罘平町一  
不二屋ビル内 日本旋網漁業協会関東東北地区協議会内秋山卓二郎外五名

紹介議員 青山 正一君

現在の漁業不振と漁場の荒廃に鑑み、水産資源枯渇防止のために、(一)水産資源に対する基本的な調査を直ちに開始すること、(二)調査研究にあつてはその項目ならびにその結果につき広く関係者に周知せしめるよう公表すること、(三)海洋調査にあつては現在各県の保有する特に大型の指導船については国費をもつて一層活用をはかるよう方途を講ずること、(四)漁船とつなかりをもたせるようすること、(五)魚族の心殖保護と魚族資源維持のために、稚魚の実態調査を実施し、これにより稚魚のらんかく防止と心殖保護のための必要な制限措置を講ずること、等の実現を期せられたいとの請願。

請願

第四三〇号 昭和二十五年十一月二十八日受理

漁船船員法制定に関する請願

請願者 東京都港区芝罘平町一  
不二屋ビル内 日本旋網漁業協会関東東北地区協議会内秋山卓二郎外五名

紹介議員 青山 正一君

漁船船員法制定に関する法的措置は、現行制度上二元的な取扱を受け、然かも水産行政の中から全然無視されている現況に鑑み、漁業民主化に伴う各般の措置と共に、早急に漁船船員法を制定公布せられたいとの請願。

第四三三三号 昭和二十五年十一月二十八日受理

漁業経営費の低減および魚価の維持対策に関する請願

請願者 東京都港区芝罘平町一  
不二屋ビル内 日本旋網漁業協会関東東北地区協議会内秋山卓二郎外五名

紹介議員 青山 正一君

漁業経営費の内、その主要部分をなす資材面については、前年同期の二倍半の値上りを示しているが、これに対し魚価は、最近いじりく暴落を続け、漁業経営者に重大な影響を与えている。かくてはわが国の漁業は崩壊のやむなきに至るから、(一)生産奨励金の支給、(二)研究施設の設置、(三)保護施設に対する補助助成、(四)金融対策の実施等漁業経営費の低減と魚価の維持方策を講ぜられたいとの請願。

十二月七日日本委員会に左の事件を付託された

一、水産業協同組合法の一部を改正する法律案(木下辰雄君外六名発議)

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 水産加工業協同組合連合会(第九十七条―第一百条)」を「第六章 水産加工業協同組合連合会(第九十七条―第一百条)及び水産業協同組合(第九十七条―第一百条)」に改める。

第一百条の次に次の一章を加える。

第六章の二 水産業協同組合共済会

(設立の目的)

第一百条の二 水産業協同組合は、その経営の安定及び改善を図るため、災害に因つて受けることのある損害を相互に救済することを目的として、水産業協同組合共済会(以下「共済会」という。)を設立することができ

(共済会の名称)

第一百条の三 共済会は、その名称中に水産業協同組合共済会という文字を用いなければならない。

2 共済会でないものは、その名称中に水産業協同組合共済会という文字を用いてはならない。

(事業)

第一百条の四 共済会は、会員から共済掛金の支払を受け、会員がその事業

の用に供する建物、工作物その他省令で定める物件又はその事業上の取扱に係る物品につき、火災（地震に因るものを除く）、水災又は風災に因つて生じた損害について、会員に對し其済金を交付する事業を行うものとする。

2 前項の規定の適用については、会員が第百条の六第二項第三号の規定による会員である場合には、その会員が営む漁業又は水産加工業を会員の事業とする。

3 共済会の事業で保険事業に該当するものについては、保険業法（昭和十四年法律第四十一号）を適用しない。

（共済金額の制限及び監督上の指示）  
第百条の五 主務大臣は、必要があると認めるときは、共済金について、その最高金額を定めることができる。この場合には、共済金は、当該金額をこえて共済金を交付してはならない。

2 主務大臣は、共済会に對し、その事業について監督上必要な事項を指示することができる。

（会員の資格）

第百条の六 共済会の会員たる資格を有する者は、左の各号の一に該当する者とする。

一、共済会の地区の全部又は一部を地区とする漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会、共済会の地区内に住所を有する漁業生産組合

2 前項に規定する者の外、共済会は、定款の定めるところにより、左の各号の一に該当する者を会員たる資格

を有する者とすることができる。

一 共済会の地区内に住所を有し、且つ、法律に基いて設立された協同組合であつて、前項第一号に規定する者の事業と同種の事業を行うもの

二 共済会の地区内に住所を有し、且つ、水産加工業を行うことを目的とする企業組合

三 前項又は前二号に規定する組合の組合員

（定款に記載すべき事項）

第百条の七 共済会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称

二 地区

三 事務所の所在地

四 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五 共済掛金、共済責任その他の共済関係に関する事項に関する規定

六 経費の分担に関する規定

七 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

八 準備金の額及びその積立の方法

九 役員の数及び選挙に関する規定

十 事業年度

十一 公布の方法

十二 共済会の定款には、前項に掲げる事項の外、共済会の存立時期を定めなければならない。

2 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

3 主務大臣は、模範定款例を定めることができる。

（発起人）

第百条の八 共済会を設立するには、

第百条の六第一項の規定により会員たる資格を有する者二十人以上が発起人とならなければならない。

（設立の認可）

第百条の九 行政庁は、第百条の十一第四項において準用する第六十三条第一項の設立の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われると認められるときは、その設立を認可しなければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政庁の処分違反するときは、

二 定款又は事業計画のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき、

行政庁は、前項の認可をし、又はしなかつたときは、遅滞なく、発起人に對し、その旨を書面で通知しなければならない。

（解散の効果）

第百条の十 共済会が解散したときは、合併の場合を除いては、共済関係は、終了する。

2 前項の場合には、共済会は、まだ経過しない期間に對する共済掛金を払い戻さなければならない。

（準用規定）

第百条の十一 共済会の事業に関する事項については、第百条の四及び第百条の五に規定するものの外、商法第六百三十一條から第六百三十三條まで、第六百三十五條、第六百三十九條から第六百四十五條まで、第六百四十九條、第六百五十四條から第六百五十六條まで及び第六百六十一條から第六百六十三條までの規定を

準用する。

2 共済会の会員に関する事項については、第百条の六に規定するものの外、第二十一條、第二十二條及び第二十五條から第二十七條までの規定を準用する。この場合において、第二十一條第一項但書（以下本条第三項の規定による組合員（以下本条及び第四章において「准組合員」という。））とあるのは「第百条の六第二項の規定による組合員（以下第百条の十一において準用する各規定において「准組合員」という。）」と第二十二條第二項中「前項の経費又は共済掛金」とあるのは「前項の経費又は共済掛金」と読み替へるものとする。

3 共済会の管理に関する事項については、第百条の七に規定するものの外、第三十三條、第三十四條第一項から第七項まで、第三十五條から第五十二條まで、第五十五條第一項、第三項及び第五十六條の規定を準用する。この場合において、第三十四條第七項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人（第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による会員を構成する者を除く。）」と、同項但書（「漁民」とあるのは「水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人（第十八條第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八條第三号又は第九十八條第二号の規定による組合員を構成する者を除く。）」と、同条第二項中、

「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」と、同項において準用する第三十四

條、第四十七條、第五十條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百条の九」と読み替へるものとする。

4 共済会の設立に関する事項については、第百条の八及び第百条の九に規定するものの外、第六十條から第六十三條まで、第六十六條第一項及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「水産業協同組合の理事」と、第六十二條第五項中「准組合員」とあり、又は同条第六項において準用する第二十一條第一項但書（以下本条第三項の規定による組合員（以下本条及び第四章において「准組合員」という。））とあるのは「准組合員」と読み替へるものとする。

5 共済会の解散及び清算に関する事項については、前条に規定するものの外、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで及び第七十條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第六十九條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百条の九」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准組合員を除く。）」と、同条第二項中、

「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」と、同項において準用する第三十四

條、第四十七條、第五十條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百条の九」と読み替へるものとする。

6 共済会の設立に関する事項については、第百条の八及び第百条の九に規定するものの外、第六十條から第六十三條まで、第六十六條第一項及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「水産業協同組合の理事」と、第六十二條第五項中「准組合員」とあり、又は同条第六項において準用する第二十一條第一項但書（以下本条第三項の規定による組合員（以下本条及び第四章において「准組合員」という。））とあるのは「准組合員」と読み替へるものとする。

7 共済会の解散及び清算に関する事項については、前条に規定するものの外、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで及び第七十條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第六十九條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百条の九」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准組合員を除く。）」と、同条第二項中、

「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」と、同項において準用する第三十四

條、第四十七條、第五十條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百条の九」と読み替へるものとする。

8 共済会の設立に関する事項については、第百条の八及び第百条の九に規定するものの外、第六十條から第六十三條まで、第六十六條第一項及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「水産業協同組合の理事」と、第六十二條第五項中「准組合員」とあり、又は同条第六項において準用する第二十一條第一項但書（以下本条第三項の規定による組合員（以下本条及び第四章において「准組合員」という。））とあるのは「准組合員」と読み替へるものとする。

9 共済会の解散及び清算に関する事項については、前条に規定するものの外、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで及び第七十條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第六十九條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百条の九」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准組合員を除く。）」と、同条第二項中、

「第三十四條第七項本文及び第八項」とあるのは「第三十四條第七項本文」と、同項において準用する第三十四

條、第四十七條、第五十條及び第五十二條中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第四十八條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百条の九」と読み替へるものとする。

10 共済会の設立に関する事項については、第百条の八及び第百条の九に規定するものの外、第六十條から第六十三條まで、第六十六條第一項及び第六十七條の規定を準用する。この場合において、第六十一條第一項及び第三項中「漁民」とあるのは「水産業協同組合の理事」と、第六十二條第五項中「准組合員」とあり、又は同条第六項において準用する第二十一條第一項但書（以下本条第三項の規定による組合員（以下本条及び第四章において「准組合員」という。））とあるのは「准組合員」と読み替へるものとする。

11 共済会の解散及び清算に関する事項については、前条に規定するものの外、第六十八條、第六十九條第一項から第三項まで及び第七十條から第七十七條までの規定を準用する。この場合において、第六十八條第四項中「准組合員」とあるのは「准組合員」と、第六十九條第三項中「第六十三條第二項、第六十四條及び第六十五條」とあるのは「第六十三條第二項及び第百条の九」と、第七十條第一項中「組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「会員（准組合員を除く。）」と、同条第二項中、

条第七項本文中「組合員（准組合員を除く）」とあるのは「会員たる水産業協同組合を直接又は間接に構成する個人（第十八条第三項又は第九十四条第二項の規定による組合員及びこれを構成する者並びに第八十八条第三号又は第九十八条第二号の規定による会員を構成する者を除く。）」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定する事項の外、共済会に関する事項については、第五條、第六條、第八條及び第九條の規定を準用する。

第一百一条第一項中「水産業協同組合（以下「組合」という。）を「水産業協同組合又は共済会（以下「組合」と総称する。）に改める。

第一百十條第二項中「及び水産加工業協同組合連合会登記簿」を、水産加工業協同組合連合会登記簿及び水産業協同組合共済会登記簿に改める。

第一百十八條第二項中「及び第百條第五項」を、第百條第五項及び第百條の十一「第五項」に改める。

第二百二十五條中「准組合員」を「第十八条第三項又は第九十四條第二項の規定による組合員及び第八十八條第三号、第九十八條第二号又は第百條の六第二項の規定による会員」に改める。

第二百二十七條第一項中「及び第百條第五項」を、第百條第五項及び第百條の十一「第五項」に改める。

第三百三十條第五号中「及び第百條第二項」を、第百條第二項及び第百條の十一「第二項」に、第百三十條第六号から第九号まで及び第十一号中「及び第百條第三項」を、第百條第

三項及び第百條の十一「第三項」に、第百三十條第十三号及び第十四号中「及び第百條第五項」を、第百條第五項及び第百條の十一「第五項」に、第百三十條第十五号及び第十六号中「又は第百條第五項」を、第百條第五項又は第百條の十一「第五項」に改め、第百三十條第十九号を第二十号とし、同条第十八号の次に次の一号を加える。

十九 第百條の五第一項の規定に違反したとき。

第百三十一條中「及び第十三條第二項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）を、第十三條第二項（第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第百條第一項において準用する場合を含む。）及び第百條の三第二項」に改める。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「水産加工業協同組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

3 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「水産業協同組合、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

4 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百四十三條第五号中「農業共

済組合連合会、」の下に「水産業協同組合共済会、」を加える。

昭和二十五年十二月二十三日印刷

昭和二十五年十二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所